

国際的な薬物乱用対策の歴史

- 1909（明42） 上海あへん会議（麻薬に関する最初の国際会議、13カ国参加）
- 1912（大元） へーグ国際あへん会議、「へーグあへん条約」
麻薬の使用を正規目的に限定
- 1920（大9） 国際連盟があへん等危険薬物の取引に関する諮問委員会を設置
- 1925（大14） 8人の専門家による委員会設置（国際取引を統制）
輸出入の許可制、国ごとの見積制度を導入
- 1931（昭6） 見積制度を義務づけ
- 1936（昭11） 麻薬の不正取引を犯罪とするよう義務づけ
- 1948（昭23） 単一条約への準備が始まる
ペチジン等の合成麻薬も統制下となる
- 1953（昭28） あへんの輸出目的生産を7カ国に制限
- 1961（昭36） 「単一条約」採択
（目的）
・ 条約の一本化
・ I N C B の設置（→1968 設置）
・ けし、コカ、大麻の栽培を規制
- 1964（昭39） 国連アジア極東麻薬協議会を東京で開催
- 1971（昭46） 「向精神薬条約」採択
（目的）
・ 麻薬以外の物質も規制（向精神薬を4種のスケジュールに分類）
U N F D A C（国連薬物乱用統制基金）設立
- 1984（昭59） 国連総会において新条約準備作業開始を議決
- 1987（昭62） 「国際麻薬会議」6・26 国際麻薬乱用撲滅デー制定、CMO制定
- 1988（昭63） 「麻薬新条約」採択
- 1989（平元） F A T F（金融活動作業部会）設立
- 1990（平2） 「国連麻薬特別総会」国連麻薬乱用撲滅の10年（1991－2000）制定、
G P A 制定
C A T F（化学物質作業部会）設立（→1991年、最終勧告をまとめて活動終了）
- 1991（平3） U N D C P（国連薬物統制計画）設立
アジア太平洋地域麻薬対策高級事務レベル会議 東京宣言
- 1993（平5） 第48回国連総会麻薬特別会合 48/12決議
- 1996（平8） A T S 専門家会合（ウィーン（2月）及び上海（11月））
- 1997（平9） O D C C P（国連薬物統制・犯罪防止事務所）設立

- 1998（平10） 国連麻薬特別総会
- ・政治宣言
 - ・需要削減指導原則宣言
 - ・A T S 行動計画、前駆物質対策、司法共助推進対策、不正資金洗浄対策、不正作物撲滅計画
- 2000（平成12） アジア覚せい剤乱用予防対策会議（東京（1月））
- 2002（平成14） 国際麻薬統制サミット（東京（4月））
- UNODC（国連薬物犯罪事務所）設立
- 2003（平成15） 国連麻薬特別総会5カ年評価・フォロー（於ウィーン）
- 2004（平成16） 第1回麻薬・覚せい剤原料の統制に関するフォーラム（於東京）
- 2008（平成20） 国連麻薬特別総会10カ年評価・フォロー事務交渉（各種WG開催）
- 2009（平成21） 国連麻薬委員会ハイレベル（閣僚）会合
- ・新政治宣言
 - ・新行動実施計画